

広島県告示第六百三十二号

広島県証紙条例（昭和三十九年広島県条例第二十八号）第五条第一項の規定によって、次のものを証紙売りさばき人に指定した。

平成十九年六月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	府中町	呉市職員厚生会	広島市農業協同組合	福山市農業協同組合	東広島市
主たる事務所の所在地	安芸郡府中町大通三丁目五番一号	呉市中央四丁目一番六号	広島市安佐南区中筋三丁目二六番一六号	福山市花園町二丁目七番一号	東広島市西条栄町八番二九号
売りさばき所	安芸郡府中町大通三丁目五番一号	呉市中央四丁目一番六号	山県郡安芸太田町大字戸河内七八四番地一	神石郡神石高原町小島二〇二五	東広島市西条栄町八番二九号
売りさばきをする証紙の種類	広島県収入証紙				

東広島市西条町土与丸一一三番地